

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	和歌山県白浜町

白浜町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 白浜町農林水産課 振興係
所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町栄 731-5
電話番号 0739-45-0009
FAX番号 0739-45-1019
メールアドレス norin@town.shirahama.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ、アナグマ、カワウ、アオサギ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	白浜町（全域）

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	野菜・果樹・水稲	1,222千円、1.02ha
ニホンジカ	野菜・果樹・水稲	1,154千円、0.66ha
ニホンザル	野菜・果樹	1,079千円、0.21ha
アライグマ	野菜・果樹	432千円、0.36ha
その他獣類（アナグマ）	野菜・果樹	411千円、0.35ha
カラス	野菜	17千円、0.03ha
カワウ、アオサギ	水産（鮎、鯛の稚魚）	1,000千円、0.39t
計		5,315千円、2.63ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

近年、白浜町における鳥獣被害は、イノシシ・ニホンジカを中心として農作物等に被害を与えており、令和4年度に届出があった被害額は、5,315千円となっているが、未届けの分を考慮するとそれよりも被害額が上がる事が予想される。

イノシシについては、ここ数年は県内で豚熱が蔓延した結果、捕獲数は激減していたが、豚熱の収束により、今後は増加の恐れがあり、被害も増えてくると思われる。また、近年は住宅地周辺での被害も発生しており、農作物以外の被害も増えてきている状況にある。

ニホンジカについては、依然として、山間地などの各地で農作物被害が報告されている。

ニホンザルについては、富田川の左岸部や日置川流域で農作物被害が多く発生し、民家付近でも目撃されており、対策が必要となっている。

アライグマやアナグマ等については、農業被害はもちろんであるが、住

宅周辺でも目撃されており、今後は、農作物以外の被害が増加する可能性がある。

カワウ、アオサギ等については、漁業関係者から水産被害の報告を受けており、鯛や鮎の稚魚の被害や養魚場への被害が増加している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	対象鳥獣	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
農作物等 被害額	イノシシ	1,222千円	1,100千円
	ニホンジカ	1,154千円	1,000千円
	ニホンザル	1,079千円	970千円
	アライグマ	432千円	390千円
	その他獣類（アナグマ）	411千円	370千円
	カラス	17千円	15千円
	カワウ、アオサギ	1,000千円	900千円
	計	5,315千円	4,745千円
被害面積	イノシシ	1.02ha	0.91ha
	ニホンジカ	0.66ha	0.59ha
	ニホンザル	0.21ha	0.19ha
	アライグマ	0.36ha	0.32ha
	その他獣類（アナグマ）	0.35ha	0.31ha
	カラス	0.03ha	0.03ha
	カワウ、アオサギ	0.39t	0.35t
	計	2.63ha	2.35ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する 取組	白浜町内の猟友会へ有害捕獲を依頼し、狩猟・有害での捕獲を推進している。また、捕獲	猟友会員の高齢化により、熟練した捕獲従事者が減少している。狩猟免許の取得推進により、若年層の会員も増えてきてはいるが、

	業を活用し、助成を行っている。アライグマについては、外来生物法の規定による確認を受け、食害等の被害を受けている住民に捕獲檻の貸出を実施している。捕獲個体の処分方法については、適切な処理施設での焼却処分、捕獲場所での埋設処理を行っている。	経験が浅く、捕獲技術の向上が急務である。また、捕獲場所での埋設処理には、労力を要するため、今後は、処分方法についても検討していかなければならない。
防護柵の設置等に関する取組	資材の購入にかかる費用の一部に対して補助金を交付し、防護柵の設置を推進している。	個別柵が多く、集団での取組へ移行する必要がある。
生息環境管理その他の取組	休耕田や耕作放棄地などが野生鳥獣の餌場とならないよう、定期的な草刈りを実施する旨、注意喚起している。	農家の高齢化等により、休耕田や耕作放棄地が増加し、野生鳥獣の餌場となっている。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

白浜町における被害軽減のためには、防護柵等による農作物の防護、農地に繰り返し出没する個体の捕獲、耕作放棄地とならないよう、刈り払いの実施や餌場の除去等の集落環境を整備する取り組みを総合的に実施する必要がある。

防護柵については、県単事業や町の補助金を活用し、事業の周知活動も実施していく必要がある。

有害鳥獣の捕獲については、猟友会の協力による捕獲を行うとともに、県内唯一の射撃場である田辺射撃場を活用し、猟銃による捕獲従事者の育成や捕獲技術の向上に努める。わな猟免許所持者が増加傾向にあるものの、わなでは追い払いの効果がないため、第一種銃猟免許所持者を増加させるよう、免許の補助支援事業などを活用し、新たな担い手の確保に努める。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在、白浜町内の猟友会に捕獲を依頼しており、今後においても既存の体制(猟友会への依頼)を基本に捕獲を継続していくとともに、特に積極的に被害防止対策に取り組むことが見込まれる者を白浜町鳥獣害対策実施隊員に任命し、被害の軽減に努めていく。

白浜町の猟友会の有害捕獲従事者数(令和5年度)

- ・ 猟友会白浜分会(29名)
- ・ 猟友会日置川分会(25名)

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ	野生鳥獣については、引き続き猟友会による有害鳥獣捕獲を実施するとともに、農家の免許取得を推進する。また、囲いわな等の導入を行い、狩猟者に貸与する。 また、担い手の確保については、国・県の補助制度を活用していく。アライグマは、引き続き捕獲用の檻を貸し出しする。
令和7年度	ニホンジカ	
令和8年度	ニホンザル アライグマ アナグマ カワウ アオサギ	

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
和歌山県鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣保護管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。

【イノシシ】

豚熱の影響により、ここ数年、捕獲数は減少しているが、依然として農地周辺だけでなく、人里にも多く出没しており、豚熱の収束を見据え、銃器やわなによる捕獲を実施し、着実な個体数減少を目指す。

【ニホンジカ】

捕獲数は減少傾向にあるが、未だに農作物被害を多く報告されており、今後も、農地周辺に出没する個体を中心に、銃器やわなによる捕獲を行い着実な被害減少を目指す。

【ニホンザル】

富田川左岸や日置川地域において、柑橘類の被害が多く報告されており、猟友会との連携や、実施隊の活動を実施しながら、被害減少を目指す。

【アライグマ】

町内各地で目撃情報や被害報告がされており、捕獲数も増加してきている。今後も生息数が増加すると推測されるため、引き続き有害捕獲とともに、町民に対する捕獲檻の貸し出しを続け、着実な捕獲を実施していく。

【アナグマ】

近年、捕獲数も増加しており、生息数も相当数あると推測されることから、引き続き箱わなによる着実な捕獲を実施していく。

【カワウ・アオサギ】

漁協関係者から多数の目撃情報や被害報告があることから、実施隊による積極的な捕獲、追い払い活動を実施していく。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	500	500	500
ニホンジカ	1,200	1,200	1,200
ニホンザル	60	60	60
アライグマ	150	150	150
アナグマ	120	120	120
カワウ・アオサギ	20	20	20

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

野生鳥獣の捕獲については、猟友会と協力し、狩猟及び有害捕獲による個体数調整に取り組む。中でも被害の大きいイノシシ、ニホンジカについては、農地周辺に出没する個体を中心にわなによる捕獲を進める。加えて、実施隊

による野生鳥獣の追い払い活動を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃は、イノシシ、ニホンジカといった大型獣の捕獲に有効であることから、射撃練習が行える田辺射撃場を活用し、人材育成に努め、より効果的な被害防止対策をすすめる。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限移譲済み）

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	防護柵・電気柵等	防護柵・電気柵等	防護柵・電気柵等
ニホンジカ	受益面積 3ha	受益面積 3ha	受益面積 3ha
ニホンザル	総延長 1,000m	総延長 1,000m	総延長 1,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	防護柵の見回り確認 老朽化した柵の維持管理・更新		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	全て	・ 餌となる農作物残渣や放任果樹の除去など集落点検実施 ・ 遊休農地の草刈り指導の実施
令和7年度		
令和8年度		

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

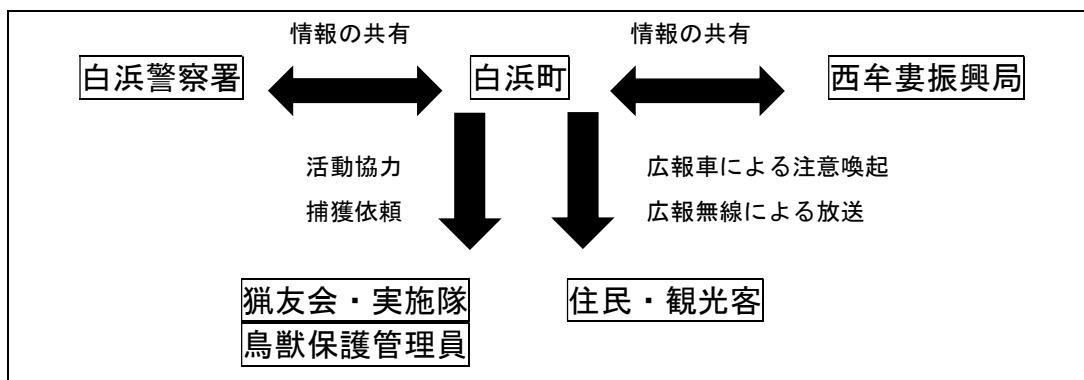
関係機関等の名称	役割
白浜町	情報収集、連絡調整
西牟婁振興局	情報収集、連絡調整
白浜警察署	情報収集、緊急時における活動協力
猟友会	活動協力、捕獲活動
鳥獣保護管理員	活動協力
白浜町鳥獣被害対策実施隊	活動協力、捕獲活動

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設での焼却処分や捕獲等をした場所での埋設処理を行う事を基本とし、将来的には、コルゲート管を利用した処分方法を検討していく。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した鳥獣の処理については、今後も地域資源としての有効活用を検討していく。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

捕獲した鳥獣の大半が捕獲現場での埋設処理が中心であるが、処理加工施設についても、関係機関の意見を聴取しながら検討していく必要がある。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

今後、必要に応じて先進地視察などを実施していく必要がある。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	白浜町鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
西牟婁振興局	情報収集、施策の検討、対策の実施指導
白浜町	関係機関との連絡調整、施策の立案、対策の実施指導
紀南農業協同組合	農家及び地域への知識・技術の普及、被害情報の収集
管内森林組合	林家への知識・技術の普及、被害対策の実施
椿観光協会	被害情報の提供
管内猟友会	捕獲の実施（銃猟・わな猟）
富田区長会、日置川区長会	被害情報の提供
野生鳥獣研究者	専門家による助言

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
和歌山県農業共済組合南部支所	農業共済制度による被害情報の提供
株式会社古川銃砲火薬店	狩猟者の育成・技術向上指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>猟友会員のうち、特に積極的に被害防止対策に取り組むことが見込まれる者を白浜町鳥獣被害対策実施隊委員に任命し、被害の軽減に努めていく。</p>

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

白浜町鳥獣害防止対策協議会が中心となり、対策を推進していく。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、鳥獣被害を住民一人一人の問題として捉え、地域をあげて取り組みを進めることが重要であると認識している。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。